

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865



日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約
(案)

日本国及びアメリカ合衆国は、
両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並び
に民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希
望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞ
れの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、
国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及
びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認
し、

両国が国際連合憲章に定める個別的及び集団的自衛の固有の権利
を有していることを確認し、

両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有

することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、
よつて、次のとおり協定する。

第一条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、その関係するこ
とのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに
正義を危くしないように解決し、並びにその国際関係において、武
力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的
独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいか
なる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維
持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を
強化することに努力する。

第二条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策上の争因を除去することに努め、また、相互間の経済的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

3

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方の締約国に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危くするものと認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよりに行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍による日本国内の施設及び区域の使用を許与される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地

4

位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代る別個の協定及び合意される他の取極により規律されるものとする。

第七条

この条約は、国際連合憲章に基く締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならず、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日

本國とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生のときに効力を失うものとする。

第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定をする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後には、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百 年 月 日にワシントンで、ひとしく正文である

日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

アメリカ合衆国のために

極秘

(仮訳)

(条約第六条の実施に関する交換公文) (案)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本 は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行われる作戦行動(前記の条約第五条に基いて行われるものを除く。)の基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

閣下が、貴国政府に代つて、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解であることを確認されれば幸であります。

本 は、以上を申し進めるに際し、、、、

(合衆国側返簡)

書簡をもつて啓上いたします。本 は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本 は、さらに、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを本国政府に代つて確認する光榮を有します。

本 は、以上を申し進めるに際し、、、、